

令和7年度 杉並区介護保険サービス事業者集団指導

介護保険サービスにおける 事故発生時の報告

全サービス共通



杉並区 保健福祉部 介護保険課
令和8年3月13日～31日

【目次】

1. 事故報告書の提出	
(1) 事故報告書の概要	．．．．． 3ページ
(2) 対象となるサービス種別	．．．．． 4ページ
(3) 報告すべき事故の範囲	．．．．． 5ページ
(4) 報告すべき事故の具体例	．．．．． 6ページ
(5) 報告を要さない事故	．．．．． 7ページ
2. 報告の手順	．．．．． 8ページ
3. 報告書の提出方法および記入時の注意事項 (電子による申請方法)	．．．．． 9ページ
4. 令和7年度の事故報告の件数および割合	．．．．． 10ページ
5. 事故事例および再発防止策	．．．．． 11ページ
6. その他 東京都へ報告が必要な事故	．．．．． 14ページ

1. 事故報告書の提出

(1) 事故報告書の概要

<事故報告の目的>

介護保険サービス及び指定通所介護事業所等で実施する宿泊サービスの提供により事故が発生した場合に、速やかに事業者から区に報告が行われることにより、**賠償を含めた事故の速やかな解決及び再発防止に資すること**を目的としています。

<事故報告書の様式>

杉並区の事故報告書様式（厚生労働省の標準様式を元にした様式）で提出をお願いします。

<杉並区公式HPでの掲載場所 >

杉並区公式ホームページ > 区政情報 > 申請書サービス > 介護保険 > 介護保険事業者関係（事故報告を含む） > 介護保険サービス提供による事故報告書（第一報・最終報告）

※ページID検索を利用すると便利です。

詳細は「3. 報告書の提出方法および記入時の注意事項」をご覧ください。

(2) 対象となるサービス種別

類 型		種 別
施設系	施設系	介護老人福祉施設（地密含む）、 介護老人保健施設、介護医療院 養護老人ホーム、軽費老人ホーム
居宅系	居住系	特定施設入居者生活介護（地密含む）、 認知症対応型共同生活介護
	多機能系	小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
	短期入所系	短期入所生活介護、短期入所療養介護
	訪問系	訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問入浴介護、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪 問型サービス
	通所系	通所介護（地密含む）、通所リハビリテーション、認知症対応 型通所介護、通所型サービス
	その他	居宅介護支援、介護予防支援、福祉用具貸与・特定福祉用具販 売、居宅療養管理指導、宿泊サービス

(3) 報告すべき事故の範囲

事業者の責任の有無にかかわらず、介護保険サービス及び指定通所介護事業所等で実施する宿泊サービスの提供に伴い発生した事故について、以下の①と②のいずれにも該当する場合。

①原因が次のいずれかに該当する場合

- ア 身体不自由又は認知症等に起因するもの（骨折、ケガ、誤嚥、誤飲、異食、離設など）
- イ 施設の設備等に起因するもの（段差、備品の不具合など）
- ウ 感染症、食中毒又は疥癬の発生（P.6 ⑥を参照）
- エ 地震等の自然災害、火災又は交通事故（送迎・外出サービス時などの交通事故）
- オ 職員、利用者又は第三者の故意又は過失（誤薬・服薬漏れ、虐待など）
- カ 原因を特定できない場合（原因が事故か疾病か判断不能なもの）

②次のいずれかに該当する被害又は影響を生じた場合

- キ 利用者が死亡、けが等、身体的又は精神的被害を受けた場合
- ク 利用者が経済的損失を受けた場合
- ケ 利用者が加害者となった場合
- コ その他、事業所のサービス提供等に重大な支障を伴う場合

(4) 報告すべき事故の具体例

- ① **死亡に至った事故**（看取り期にある場合や、病気が主たる原因であることが明らかな場合を除く）
- ② **死亡に至る危険性の高い事故**（溺水、窒息、異物誤食・誤飲、離設、自殺未遂など）
- ③ **身体状況や生活状況に影響が生じた事故**（骨折、ケガなど）
- ④ **利用者の所持品の破損や紛失**（利用者の持ち物を職員が破損・紛失した場合、別の利用者による窃盗など）
- ⑤ **個人情報の紛失・漏洩**（利用者の個人が特定できる書類を紛失した場合、FAX誤送信など）

⑥ **感染症、食中毒又は疥癬の発生（感染症は下表に罹患した場合）**

感染症名	症状・人数	備考
感染性胃腸炎	急に発症する嘔吐または下痢（服薬等明らかに他の原因によるものを除く）の症状を訴えるものが 通常に比べて多い 場合	通常に比べて多い 場合とは、症状を訴える者がた日から5日以内に、同様の症状を訴える者が他に2名以上（計3名以上）に達した場合をいう。
インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）、新型コロナウイルス感染症	医師による確定診断があり、同一施設において、1週間以内に概ね10名以上（小規模施設の場合は全利用者の半数以上）発症した場合	「確定診断」とは、診断した医師の判断により、症状や所見から当疾患が疑われ、かつ、病原体診断（ウイルスの分離や遺伝子の検出、あるいは迅速診断キットを含む抗原の直接的検出）や血清学診断によって当該疾患と診断されたものをいう。
「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」で定める上記以外の感染症【※備考欄】	1名でも陽性が判明した場合	【※】に該当する感染症 (ア) 一・二・三・四・五類の感染症（ただし、五類の定点把握を除く） (イ) 新型インフルエンザ等感染症 (ウ) 指定感染症 (エ) 新感染症
疥癬	(・通常疥癬 ・角化型疥癬)	※特に角化型疥癬は感染力が強いので、集団感染が発生しやすいです

(5) 報告を要さない事故

- ① 利用者が身体的被害を受けた場合において、医療機関を受診することなく、軽微な処置のみで対応した場合
- ② 利用者が身体的被害を受けて医療機関を受診した場合において、診察又は検査のみで、治療を伴わない場合
- ③ 病気が主たる原因であることが明らかである場合の病死や老衰による死亡

- ④ その他、被害又は影響がきわめて微少な場合

《具体例》

例 1 疾病による容態変化の際の対応（病院連絡や救急要請等）のみを行った場合

例 2 利用者が行方不明となったが、施設の敷地外に出ることなく発見された場合

例 3 誤薬に関する事故のうち**落薬や飲ませ忘れ**で、医師（又は薬剤師）により医療機関の受診や治療が不要であると判断され、その後の経過観察の結果問題がなかった場合

2. 報告の手順

1. 第一報

事故発生後速やかに、事故報告書の項目 **1～6** を記載して以下へ提出を要します。

対象者が杉並区の被保険者かどうか	提出先
利用者が杉並区の被保険者	➡杉並区 介護保険課 指導係
利用者が杉並区以外の被保険者	➡杉並区 介護保険課 指導係 及び ➡保険者区市町村の担当部署 ※各保険者への連絡は、各区市町村の処理要領に基づくこと。

2. 経過報告及び最終報告

事故処理が長期化する場合には、適宜、経過報告を提出する必要があります。
事故報告書の提出後に状況に変化が生じた時は、速やかに変更内容を提出し、当該事故処理がすべて完了した時点で、最終報告として事故報告書の項目 **7～10** を記載して、提出してください。

○留意事項

- ・事故が発生した際は、速やかに家族等へ連絡し、発生原因や事故の際にとった処置等を説明しましょう。利用者や家族等からの求めがあれば事故報告書を開示する等、適切な対応を心掛けてください。
- ・そのような対応に備え、事実の記録は正確かつ丁寧に残すことが必要です。
- ・入院が長期化しているようなケースでも、事故処理が完了していれば最終報告の提出が可能です。

3. 報告書の提出方法および記入時の注意事項

区へ事故報告書を提出する際は、区の公式HPでページID8517を検索、「介護保険サービス提供による事故報告書（第一報・最終報告）」を参照して、原則LoGoフォームにてお願いします。

① LoGoフォームに添付する申請書は、HPに掲載している「事故報告書（第一報・最終報告）」のエクセルを使用してください。

② 第一報と最終報告を兼ねる場合は両方にチェックを入れてください。

【注意事項①～④】



印刷範囲外の部分については、報告書收受後、統計処理に使用致しません。触らないようにお願い致します。

③ 最終報告のみ提出する場合は第一報のチェックを外してください。

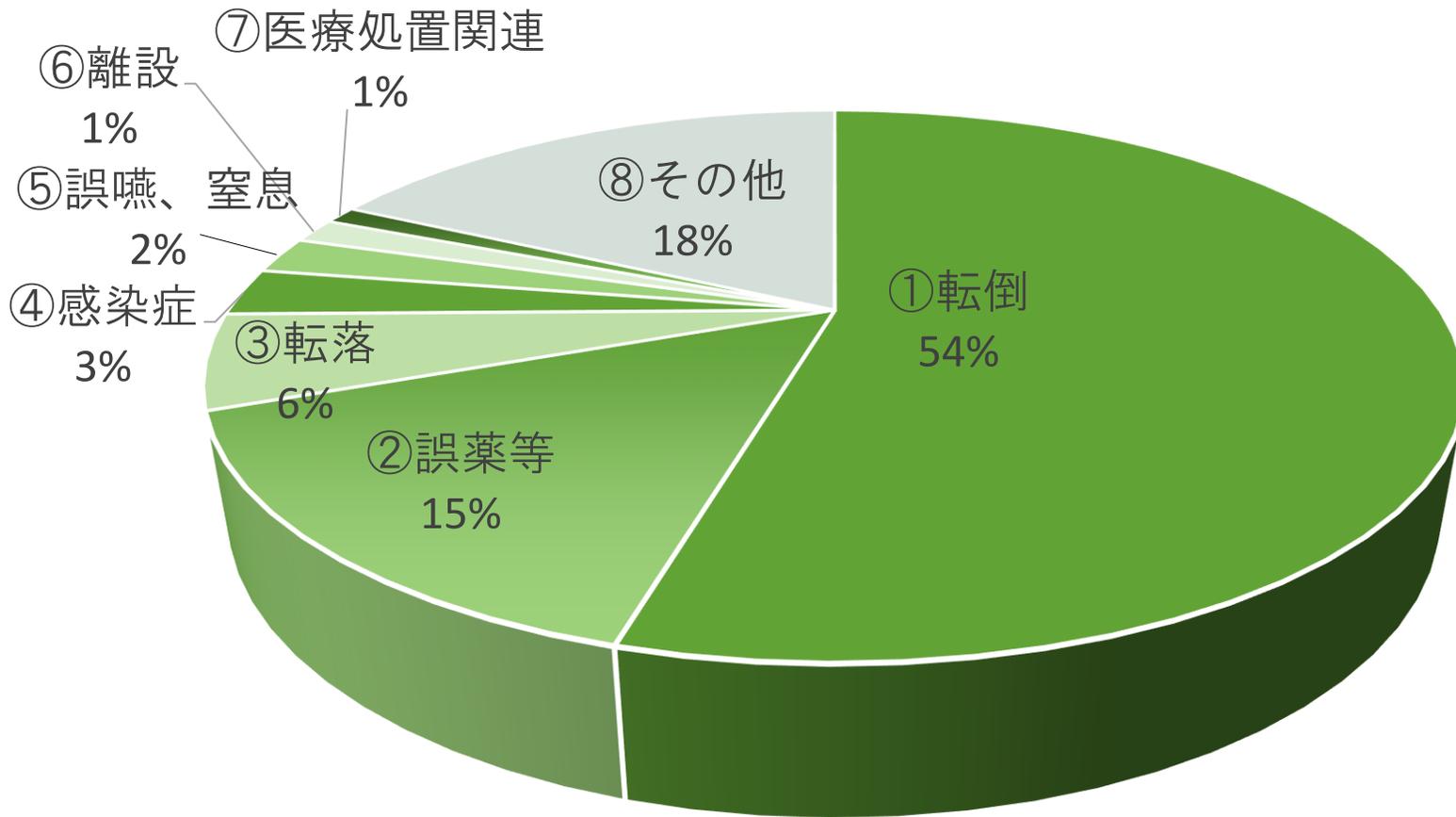
④ この太枠内は集計に利用しますので削除しないでください。

※ LoGoフォームでの提出が困難な場合は、紙での提出も受け付けています。

杉並区介護保険課指導係に、郵送または持参で提出してください。
FAXやメールによる提出は受け付けておりません。

4. 令和7年度の事故報告の件数および割合

杉並区への事故報告提出件数（令和8年1月末現在）



事故種別	件数
①転倒	615
②誤薬等	169
③転落	63
④感染症	32
⑤誤嚥、窒息	25
⑥離設	17
⑦医療処置 関連	12
⑧その他	200
合計	1,133

その他の内訳：個人情報紛失・容態急変・物損・意識消失・原因不明 等

5. 事故事例および再発防止策

【杉並区で報告を受けた事例 1 送迎時の事故】

【事故事例】

送迎後、車の後方からスロープをおろし、その後車椅子を下げたが勢いよく下がってしまい、利用者と車椅子、後ろにいた職員ともに後方の地面に倒れてしまった。顔面と腕に内出血と擦過傷。

【事故原因】

ウィンチで、固定ベルトが先にフリーになるようにしてしまった。車椅子を下げる際の正しい手順を踏まなかった。



【再発防止策】

1. 毎日の流れであっても『慣れ』で行動しないように意識する。
2. 指差しや声掛けなどの確認を行い、操作職員と介助職員が連携をとる。
3. 利用者の状態を確認してから操作する。
4. 事業所内で手順について見直し、職員全員が徹底する。

5. 事故事例および再発防止策

【杉並区で報告を受けた事例2 転倒事故】

【事故事例】

利用者が食堂まで行く途中のソファで休憩中、傾眠してしまった。ところが急に起き上がりバランスを崩し転倒。床で腰を打ち、大腿骨転子部骨折。

【事故原因】

本人要因：体調を崩し暫く居室で寝て過ごしていたこともあり、下肢筋力と認知機能が低下していた。

職員要因：ソファからの立ち上がりは通常一部介助であったため、予測していなかった。



【再発防止策】

1. 利用者の、その日の身体状況や気分を把握する。
2. 服薬による行動への影響の有無も確認しておく。
3. 本人の体力を鑑み、移動途中で休憩する場合は、緊急の際にも対応可能な態勢とする。または移動手段を検討する。
4. 移動時は、利用者の様々な行動パターンを想定した見守りを行う。

5. 事故事例および再発防止策

【杉並区で報告を受けた事例3 食事中の事故】

【事故事例】

介助しながら朝食のパンを食べている時、息を詰まらせる様子があった。看護師と介護職員でタッピングを実施したが改善が見られず吸引を実施。パンの欠片を吸引することができたが呼吸苦が継続しているため救急車を要請した。その後、救急隊が到着し酸素吸入をする。

【事故原因】

本人要因：認知機能低下のため食事中に口腔内の溜め込みが見られていた。

当日は飲み込みがうまくできなかった。

職員要因：飲み込み終わらないうちに次の一口を介助してしまった



【再発防止策】

1. 利用者全員の嚥下アセスメントを実施する。
2. 嚥下アセスメントに基づき、適切な介助方法を具体化し、全スタッフで統一する。
3. パン提供時のルールや、食事形態の見直しを図る。
4. 利用者のその日の状態を把握し、食事形態が適切か確認する。

6. その他 東京都へ報告が必要な事故①

①特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） ②介護老人保健施設 ③介護医療院 ④養護老人ホーム ⑤軽費老人ホーム（都市型を除く）については、下記の場合、東京都への報告も必要な場合があります。

(1) 入所者や利用者の死亡等、重大な事故が発生した場合	
○	容態急変により搬送後に死亡した場合（看取り期や持病の悪化を除く）※
○	転倒や送迎中の事故等により怪我が生じ、後日死亡した場合 ※
○	溺水、窒息、異物誤食・誤飲等の事故のうち死亡に至る危険性の高い事故や後遺症の発生が危惧されるような大怪我が生じた場合
○	送迎中や通院中の事故
○	貸与・販売された福祉用具を自宅等で使用中に生じた事故
○	サービス提供中に利用者が所在不明となり、警察に届け出た場合

※サービス提供中の死亡事故は、病気が主たる原因であることが明らかである場合や老衰による場合を除いて、すべて報告対象です。

6. その他 東京都へ報告が必要な事故②

(2) 食中毒や感染症、その他入所者に感染が拡大しているもの

- 利用者10名以上もしくは半数以上（疑い含む）に発生した場合
- 死亡者若しくは重篤患者が1週間に2名以上発生した場合

(3) その他、施設運営に係る重大な事故等が発生した場合

- 職員が利用者または家族の金品を着服するなど、財産上の損害を与えたとき
- その他、施設での火災や法令違反行為又は著しい非行行為があり、施設のサービス提供時に重大な支障を伴う場合
- その他、警察の捜査が行われる場合

※引用：東京都HP「重大な事故」の判断にあたり留意いただきたい事項

【報告先】 東京都福祉局高齢者施策推進部施設支援課施設運営担当 TEL03-5320-4264

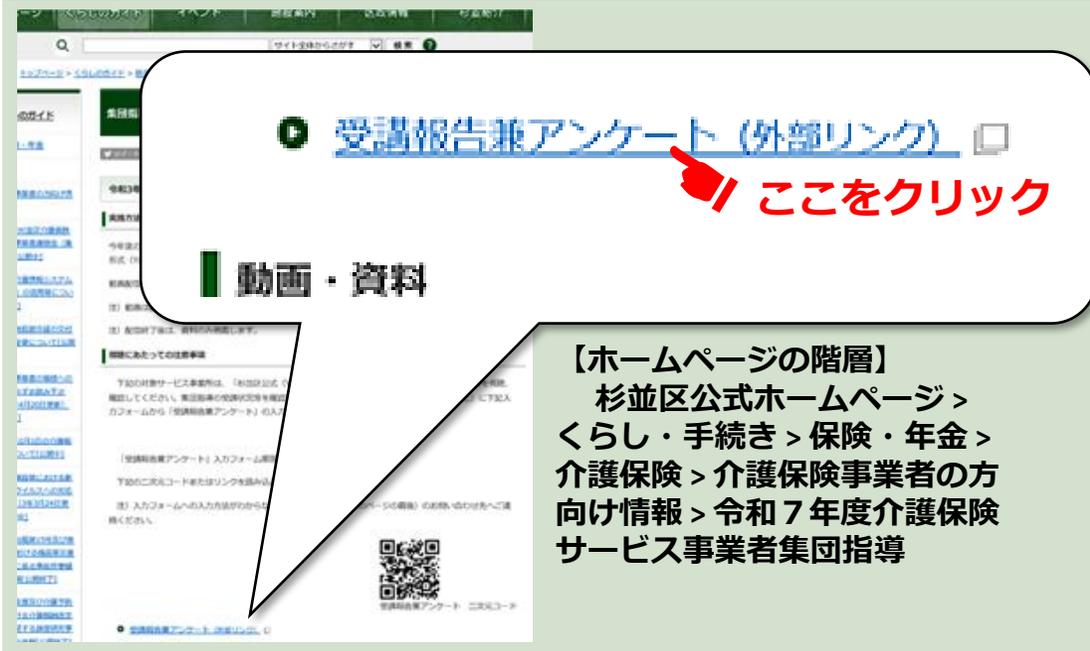
「受講報告兼アンケート」の入力のお願い

集団指導の受講状況等を確認するため、視聴後に事業所ごと（サービス種別ごと）に下記入力フォームから「受講報告兼アンケート」の入力をお願いします。

（注1）併設の事業者がある場合、それぞれのサービス事業所で回答してください。

（注2）管理者等が事業所内の回答・質問事項を取りまとめ、事業所として回答・質問してください（事業所で視聴した方全員が回答する必要はありません）。

区公式ホームページからアクセスする場合



受講報告兼アンケート (外部リンク)

動画を資料

【ホームページの階層】
杉並区公式ホームページ >
暮らし・手続き > 保険・年金 >
介護保険 > 介護保険事業者の方向け情報 > 令和7年度介護保険サービス事業者集団指導

二次元コードを読み取ってアクセスする場合



受講報告兼アンケート 二次元コード

🕒 入力期限：3月31日（火）まで

ご視聴ありがとうございました。

制作・著作



杉並区